

奈良県告示第二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
にしぎき内科クリニック	大和郡山市藤原町二一八	令和元年六月三十日
上垣歯科医院	磯城郡川西町大字結崎四六〇番地	令和元年六月三十日
富田歯科医院	北葛城郡王寺町畠田四丁目一 一七 南王寺メデイカルヴィラ 四階	令和元年六月三十日